環境省における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準

平成１７年４月１日
事務次官決裁
令和２年３月１８日
令和４年５月９日
一部改正

個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）に基づき、環境大臣が行う処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第５条第１項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

第１　開示決定等の審査基準

法第８２条の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、以下により行う。

１　開示する旨の決定（法第８２条第１項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

（１）開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されていない場合

（２）開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。

（３）開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に当該保有個人情報を開示する必要があると認めるとき（法第８０条）

２　開示しない旨の決定（法第８２条第２項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

（１）開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報が全て不開示情報に該当する場合（開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を他の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）

（２）開示請求に係る保有個人情報の存在の有無を明らかにするだけで、不開示情報を開示することになる場合（法第８１条）

（３）開示請求に係る保有個人情報を、環境省において保有していない場合又は開示請求の対象が法第１２２条第２項に該当する場合若しくは法第６０条第１項に規定する保有個人情報に該当しない場合

（４）開示請求の対象が、法第６０条第３項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第４項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）及び法第１０７条第４項に規定する削除情報に該当するものである場合、法第１２２条第１項に該当する場合又は他の法律における法の適用除外規定により開示請求の対象外のもの（訴訟に関する書類等）である場合

（５）開示請求書に法第７７条第１項各号に規定する事項の記載の不備がある場合若しくは同条第２項に規定する開示請求に係る保有個人情報の本人であること（未成年若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）による開示請求にあっては、当該開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類に不備がある場合又は開示請求手数料が納付されていない場合（ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。）

（６）手数料が納付されていない場合、保有個人情報の特定が不充分である場合等、開示請求に形式的な不備がある場合

（７）権利濫用に関する一般法理が適用される場合

３　前２項の判断に当たっては、保有個人情報に該当するかどうかの判断は「第２　保有個人情報該当性の判断基準」に、開示請求に係る保有個人情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は「第３　不開示情報該当性の判断基準」に、部分開示をすべきかどうかの判断は「第４　部分開示に関する判断基準」に、裁量的開示をすべきかどうかの判断は「第５　裁量的開示に関する判断基準」に、保有個人情報の存否を明らかにせずに開示請求を拒否すべきかどうかの判断は「第６　保有個人情報の存否に関する情報についての判断基準」に、権利濫用に当たるかどうかの判断は「第７　権利濫用に当たるか否かの審査基準」に、それぞれよる。

４　開示する保有個人情報の利用目的については、利用目的を本人に明示することにより、本人若しくは第三者の権利利益を害するおそれ又は国の機関等が行う事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、通知することを要しない。

第２　保有個人情報該当性の判断基準

開示請求の対象が法第６０条第１項に規定する保有個人情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

１　「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。

「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、行政機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。

「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用されることをいう。

「行政機関が保有している」とは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号。以下「情報公開法」という。）における行政文書の保有の概念と同様である。すなわち、当該個人情報について事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいう。したがって、例えば、個人情報が記録されている媒体を書庫等で保管し、又は倉庫業者等をして保管させている場合は含まれるが、民間事業者が管理するデータベースを利用する場合は含まれない。

２　保有個人情報は行政文書（情報公開法第２条第２項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限られ、職員が単に記憶しているにすぎない個人情報は、保有個人情報に該当しない。また、情報公開法では、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの等を行政文書の定義から除いていることから、これらに記録されている個人情報も、保有個人情報に該当しない。

３　その他、法第２条第１項に規定する「個人情報」、法第６０条第２項に規定する「個人情報ファイル」及び法第２条に規定する「本人」に該当するかどうかの判断は別添１により行う。

第３　不開示情報該当性の判断基準

法第７８条に規定する不開示情報は以下のとおりであり、開示請求に係る行政文書に記録されている個人情報がこれに該当するかどうかの判断は別添２により行う。

なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行うもの

とする。

１　個人に関する情報で、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
２　個人に関する情報で、開示請求者以外の個人に関する情報
３　法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報
４　国の安全等に関する情報
５　公共の安全等に関する情報
６　審議、検討等に関する情報
７　事務又は事業に関する情報

第４　部分開示に関する判断基準

開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示する旨の決定をするものとする。この場合において、法第７９条に基づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は別添３により行う。

第５　裁量的開示に関する判断基準

法第８０条に基づく裁量的開示を行うかどうかの判断は、以下の基準により行う。

法第７８条各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を開示することによる利益との比較衡量が行われる場合があるが、法第８０条は、法第７８条の規定が適用され不開示となる場合であっても、なお開示する必要性があると認められる場合には、開示することができるとするものである。

第６　保有個人情報の存否に関する情報についての判断基準

開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる（法第８１条)。これに該当するかどうかの判断は別添４により行う。

第７　権利濫用に当たるか否かの審査基準

権利濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障及び国民一般の被る不利益等を勘案し、社会通

念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断する。行政機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利濫用に当たる。

第８　訂正決定等の審査基準

訂正請求（法第９０条第１項の訂正請求をいう。以下同じ。）があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をするものとする。保有個人情報の訂正が妥当かどうかの判断は別添５により行う。

第９　利用停止等の審査基準

利用停止請求（法第９８条第１項の利用停止請求をいう、以下同じ。）があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするものとする。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。保有個人情報の利用停止が妥当かどうかの判断は別添６により行う。

第１０　本人確認に関する判断基準

開示、訂正及び利用停止の請求をする者は、各請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人）は、本人に代わって請求することができ、その場合には、請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示又は提出しなければならないとされており、提示等された書類により本人であることを確認するものとする。各請求に係る保有個人情報の本人であるかどうかの判断は別添７により行う。

別添１　「個人情報」、「個人情報ファイル」及び「本人」に関する判断基準
（法第２条及び第６０条関係）

１　個人情報の定義（法第２条第１項及び第２項）

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるものをいう。

（法第２条第２項）

（１）「個人に関する情報」とは、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

（２）「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等…により特定の個人を識別することができるもの」について

「その他の記述等」とは、氏名及び生年月日以外の記述又は個人別に付された番号その他の符号等をいう。映像や音声も、それによって特定の個人を識別することができる限りにおいて「その他の記述等」に含まれる。

「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報の本人である特定の個人が誰であるかを識別することができることをいう。

（３）「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」について

本法の対象とする個人情報は、当該情報そのものから本人が識別されるものであることが原則である。しかしながら、当該情報のみでは特定の個人を識別できない場合であっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合は対象とすることが適当である。

照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情

報」に含めて考える必要はない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点からは、個人情報の取扱いに当たって、より慎重な判断が求められる場合がある。行政機関の長は、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施するものと考えられる人物が誰であるか等をも視野に入れつつ、合理的な範囲で考慮することが適当である。

（４）「個人識別符号」について（法第２条第２項）

個人識別符号については、特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの（第１号）と、個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの（第２号）という類型が定められているが、具体的には、政令で定められている（個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号）第１条及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成２８年個人情報保護委員会規則第３号）第２条から第４条まで）。

２　個人情報ファイルの定義（法第６０条第２項）

「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

①　一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

②　前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

（法第６０条第２項）

法第６０条第２項の各要件ごとの考え方は、以下のとおりである。

（１）「一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」（第１号）について

電子計算機処理に係る個人情報ファイルについて規定するものである。

「一定の事務」とは、個人情報ファイルを保有する行政機関の所掌事務の一部又は全部であって、その個人情報ファイルの作成目的となる特定の事務をいう。

「体系的に構成したもの」とは、一定の基準に基づいて個人情報が集められたものである。例えば、一つの業務あるいは業務内のある機能専用として完結したものであって、ファイルの使用目的のために、記録項目の内容、配列等が体系的に整備されている個人情報からなる集合物をいう。また、そのような集合物が複合されたものであって、多目的のファイルとして管理し、複数業務に利用するため、個々の集合物が一体的にあるいは相互に関連して利用されることにより全体として多様な事務に用いられるものも含む。

（２）「前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの」（第２号）について

いわゆるマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルについて規定するものである。

「特定の保有個人情報を容易に検索することができる」とは、探そうとする人の情報が直ちに検索できるもの、例えば、人名が容易に検索できるように五十音順に配列されているもの（診療録、学籍簿等）を想定している。

３　本人の定義（法第２条第４項）

「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。（法第２条第４項）

法第２条第２項で定義される「個人情報」により識別されることとなる特定の個人を「本人」と定義している。「本人」は、本法では、例えば、利用目的の明示の対象、利用目的外の提供が許される提供先、開示・訂正・利用停止の各請求の主体となる。

別添２　不開示情報該当性の判断基準（法第７８条関係）

１　個人に関する情報（法第７８条第１号及び第２号本文）についての判断基準

（１）開示請求者（代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。以下同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（法第７８条第１号）について

本法の開示請求権制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通例は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。しかし、開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合には不開示とすることができるようにしておく必要がある。

例えば、カルテの開示の場合、インフォームドコンセントの考え方から相当程度の病状等を開示することが考えられる場合がある一方で、患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示が病状等の悪化をもたらすことが予見される場合もあり得る。また、児童虐待の場合のように、虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が代理人として開示請求する場合も想定される。このような場合において、本人に関する保有個人情報であることを理由として一律に行政機関の長に開示義務を課すことは合理性を欠くこととなる。

法第７８条第１号が適用される局面は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断する必要がある。

（２）「開示請求者以外の個人に関する情報」（法第７８条第２号本文）について

開示請求に係る個人情報の中に、本人以外の第三者（個人）の情報が含まれている場合があるが、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、第三者に関する情報は不開示情報としている。

ア　「個人に関する情報」とは、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。また、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。ただし、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、法第７８条第３号の規定により判断する。

イ　「その他の記述等」とは、氏名及び生年月日以外の記述又は個人別

に付された番号その他の符号等をいう。映像や音声も、それによって特定の個人を識別することができる限りにおいて「その他の記述等」に含まれる。

「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報の本人である特定の個人が誰であるかを識別することができることをいう。

「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」とは、法の対象とする個人情報は、当該情報そのものから本人が識別されるものであることが原則である。しかしながら、当該情報のみでは特定の個人を識別できない場合であっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合は対象とすることが適当である。照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含めて考える必要はない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点からは、個人情報の取扱いに当たって、より慎重な判断が求められる場合がある。行政機関の長は、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施するものと考えられる人物が誰であるか等をも視野に入れつつ、合理的な範囲で考慮することが適当である。

「個人識別符号」とは、特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの（第１号）と、個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの（第２号）という類型が定められているが、具体的には、政令及び省令で定められている（個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号）第１条及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成２８年個人情報保護委員会規則第３号）第２条から第４条まで)。

ウ　「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人に関する情報の中には、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別できない場合であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合について、補充的に不開示情報として規定している。

（３）「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（法第７８条第２号イ）について

開示請求者以外の個人に関する情報であっても、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいものについては、ただし書により、本号の不開示情報から除くこととしている。

ア　「法令の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。

イ　「慣行として開示請求者が知ることができる情報」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。ただし、当該保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。

また、情報公開法第５条第１号イの「慣行として公にされ」ている情報は、慣行として開示請求者が知ることができる情報に含まれる。

「慣行として開示請求者が知ることができ」る情報に該当するものとしては、請求者の家族構成に関する情報（妻子の名前や年齢、職業等）等が考えられる。

ウ　「知ることが予定されている情報」とは、実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合である。「予定」とは将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

例えば、複数の者が利害関係を有する事項についての調査結果を当事者に通知することが予定されている場合において、開示請求の時点においては、未だ調査結果の分析中であったため通知されていなかった場合が想定される。

（４）「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（法第７８条第２号ロ）について

当該情報を不開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図ることが重要であり、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないこととするものである。現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性の高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

（５）「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」（法第７８条第２号ハ）について

公務員等の職及び職務の遂行に関する情報は、情報公開法第５条第１号ハにおいて、不開示情報から除外されており、本法においても、同様に、不開示情報から除外することとしている。

ア　「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、苦情相談に対する担当職員の応対内容に関する情報などがこれに含まれる。

イ　公務員等の職及び職務の遂行に関する情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものが少なくない。このうち、その職名と職務遂行の内容について、情報公開法では、政府の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から不開示としないこととされているが、本法においても、同様に不開示とはしないこととしている。

ウ　公務員の氏名の取扱いについて

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、法第７８条第２号イに該当する場合には例外的に開示することとなる。

人事異動の官報への掲載その他行政機関等により職名と氏名を公表する慣行がある場合や、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名が掲載されている場合には、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。

２　法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第７８条第３号）の判断基準

（１）法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報（法第７８条第３号本文）について

ア　「法人その他の団体」とは、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。

一方、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公的性格に鑑み、法人等とは異なる開示・不開示の基準を適用すべきであるので、法第７８条第３号から除き、その事務又は事業に係る不開示情報は、同条第７号の規定に基づき判断する。

イ　「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報である。

ウ　「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であって、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断する。

（２）人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第７８条第３号ただし書）について

当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。

現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、

健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

（３）当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（法第７８条第３号イ）について

ア　「権利」には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。

「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。

イ　「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々のものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

（４）任意に提供された情報（法第７８条３号ロ）について

法人等又は事業を営む個人から開示しないとの条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。なお、行政機関の情報収集能力の保護は、別途、法第７８第７号等の不開示情報の規定によって判断されることとなる。

ア　「行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報」には、行政機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、行政機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、行政機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれる。

「行政機関の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、行政機関の長が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

「開示しない」とは、本法や情報公開法に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供

しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「条件」については、行政機関の側から開示しないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から行政機関の要請があったので情報は提供するが開示しないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立する。

また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除する趣旨ではない。

イ　「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する趣旨である。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっている場合、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、法第７８条第３号には当たらない。

３　国の安全等に関する情報（法第７８条第４号）

我が国の安全、他国等との信頼関係及び我が国の国際交渉上の利益は、国民全体の基本的な利益であり、そのような国の安全等が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示情報としている。

（１）「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられ、必ずしも国防に関する事項に限られるものではない。

「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

（２）「他国若しくは国際機関」（以下「他国等」という。）には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力、国際刑事警察機構等）の事務局等を含む。

他国等との「信頼関係が損なわれるおそれ」とは、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当すると考えられる。

（３）「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下する等のおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当すると考えられる。

（４）「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」について

ア　開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがある情報については、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと、我が国の安全保障上又は対外関係上の将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。

この種の情報については、司法審査の場においては、裁判所は、法第７８条第４号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かを審理・判断することが適当と考えられることから、このような規定としたところである。

イ　法第７８条第４号の該当性の判断においては、行政機関の長は、「おそれ」を認定する前提となる事実を認定し、これを不開示情報の要件に当てはめ、これに該当すると認定（評価）することとなるが、このような認定を行うに当たっては、高度の政策的判断や将来予測として

の専門的・技術的判断を伴う。裁判所では、行政機関の長の第一次的判断（認定）を尊重し、これが合理的な許容限度内であるか否かという観点から審理・判断することになる。

４　公共の安全等に関する情報（第７８条第５号）についての判断基準

国の安全等に関する情報と同様に、公共の安全と秩序を維持することは、国民全体の基本的利益であり、刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報について不開示情報としている。

（１）「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員（警察官）と特別司法警察職員（労働基準監督官、海上保安官等）がある。

「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法（明治４０年法律第４５号）に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより、これら保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、法第７８条第５号に該当する。

（２）「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴

の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、法第７８条第５号に含まれる。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も法第７８条第５号に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報については、法第７８条第５号ではなく、同条第７号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により、開示・不開示が判断されることになる。

（３）「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」について

開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。このため、国の安全等に関する情報と同様、司法審査の場においては、裁判所は、本号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かを審理・判断することが適当であるため、このような規定とされている。

５　審議、検討等に関する情報（法第７８条第６号）の判断基準

行政機関等としての最終的な決定前の事項に関する情報を開示することによってその意思決定が損なわれないようにする必要がある。しかしなが

ら、意思決定前の情報を全て不開示とすることは、可能な限り開示可能な情報は開示するという観点からは適当ではない。そこで、開示することによって行政機関の適正な意思決定に支障を及ぼすおそれの有無及び程度を個別具体的に考慮し、不開示とされる情報の範囲を画することとしている。

（１）対象となる情報の範囲について

「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。これらの国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（国の機関等）について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間における審議、検討又は協議に関する情報が法第７８条第６号の対象である。具体的には、国の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報を指す。

（２）「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護法益としている。

（３）「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が開示されることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

（４）「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合を想定したもので、上記（３）と同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

（５）上記（２）から（４）までにおいて「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思

決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断される。

（６）審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、法第７８条第６号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して法第７８条第６号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意する必要がある。また、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、第７８条第６号に該当し得る。

６　事務又は事業に関する情報（法第７８条第７号）についての判断基準

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人（国の機関等）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示情報としている。

これらの国の機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業に関する情報を事項的に全て列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しい。そのため、各機関に共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」として法第７８条第７号イからトまでに例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定している。

（１）「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（法第７８条第７号本文）について

ア　「次に掲げるおそれ」として法第７８条第７号イからトまでに掲げ

たものは、各機関共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することによって、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

イ　「当該事務又は事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」については、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。法第７８条第７号の規定は行政機関の長の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

（２）「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（法第７８条第７号ハ）について

ア　「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

イ　「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行

為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」について

監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは該当し得ると考えられる。

（３）「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」（法第７８条第７号ニ）について

ア　「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）に基づく審査請求その他の法令に基づく不服申立てがある。

イ　「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」について

国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要がある。これらの契約等に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

（４）「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」（法第７８条第７号ホ）について

国の機関等が行う調査研究（ある事柄を調べ、真理を探究すること）の成果については、社会、国民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれのあるもの、②試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

（５）「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（法第７８条第７号へ）について

国の機関等が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること）に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該機関の自律性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

（６）「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」（法第７８条第７号ト）について

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、第７８条第３号の法人等に関する情報と同様な考え方で、企業経営上の正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、情報の不開示の範囲は同号の法人等とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得る。

別添３　部分開示に関する判断基準（法第７９条関係）

１　不開示情報が含まれている場合の部分開示（法第７９条第１項）について

（１）「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」とは開示請求について審査した結果、開示請求に係る保有個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合を意味する。

法第７８条では、保有個人情報に全く不開示情報が含まれていない場合の開示義務を定めているが、法第７９条第１項の規定により、行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならないこととなる。

（２）「容易に区分して除くことができるとき」とは、当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務がないことを明らかにしたものである。

「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆を行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。

保有個人情報に含まれる不開示情報を除くことは、当該保有個人情報が文書に記録されている場合、文書の複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

一方、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスクに記録された保有個人情報については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているが、そのうちの一人から開示請求があった場合や、録画されている映像中に開示請求者以外の者が映っている場合などがあり得る。このような場合には、不開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。

なお、電磁的記録に記録された保有個人情報については、紙に出力した上で、不開示情報を区分して除いて開示することも考えられる。電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する必要がある。既存のプログラムで行うことができない場合は、「容易に区分して除くことができるとき」に該当しない。

（３）「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」について

法第７９条第１項は、義務的に開示すべき範囲を定めるものであり、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、行政機関の長の本法の目的に沿った合目的的な判断に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗り潰すかなどの方法の選択は、不開示情報を開示する結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的には一まとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、行政機関の長の不開示義務に反するものではない。

２　個人識別性の除去による部分開示（法第７９条第２項）について

（１）「開示請求に係る保有個人情報に法第７８条第２号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合」について

ア　法第７９条第１項の規定は、保有個人情報のうち、不開示情報でない部分の開示義務を規定しているが、不開示情報のうち一部を特に削除することにより不開示情報の残りの部分を開示することの根拠規定とはならない。個人識別情報は、通例は特定の個人を識別可能とする情報と当該個人の属性情報からなる「一まとまり」の情報の集合物であり、他の不開示情報の類型が法第７８条各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で不開示情報の範囲を画することができるのとは、その範囲の捉え方を異にする。このため、法第７９条第１項の規定だけでは、個人識別情報については全体として不開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例規定を設けたものである。

イ　「開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る」こととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（第７８条第２号の後半部分）については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないためである。

（２）「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分

を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」について

個人を識別させる要素を除去し誰の情報であるかが分からなくなっても、開示することが不適当であると認められる場合もある。例えば、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未発表の論文等開示すると個人の正当な権利利益を害するおそれのあるものも想定される。このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても個人の権利利益を害するおそれのないものに限り、部分開示の規定を適用することとしている。

（３）「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」について

この規定により、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、法第７８条第２号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱われることとなり、法第７９条第１項の部分開示の規定が適用される。このため、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。

また、法第７９条第１項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうかが要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示となる。

別添４　保有個人情報の存否に関する情報についての判断基準（法第８１条関係）

行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報が存在していれば、開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになる。（法第８２条参照）したがって、保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定では、原則として保有個人情報の存在が前提となっている。

しかしながら、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、第７８条各号の不開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとしている。

１　「当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」について

開示請求に係る保有個人情報が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性が結合することにより、当該保有個人情報の存否を回答できない場合もある。例えば、犯罪の容疑者等特定の個人を対象とした内偵捜査に関する情報について、本人から開示請求があった場合等が考えられる。

２　「当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」について

保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、行政手続法第８条に基づき処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、保有個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、保有個人情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該保有個人情報の存在を類推させることになる。

別添５　訂正決定等の審査基準

１　訂正請求権（法第９０条）について

（１）何人も、自己を本人とする一定の保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正請求を行うことができる。また、代理人による請求が認められている（第１項及び第２項）。

ア　「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」（第１号）について

行政機関が行った開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報をいう。

イ　「開示決定に係る保有個人情報であって、第８８条第１項の他の法令の規定により開示を受けたもの」（第２号）について

法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令の規定により開示を受けたもの保有個人情報をいう。

（２）「内容が事実でないと思料するとき」について

法第９０条は、法第６５条の「正確性の確保」の趣旨を実効あらしめようとするものであることから、訂正請求をすることができるのは、「内容が事実でないと思料するとき」に限られる。

訂正請求の対象は、「事実」であって、評価・判断には及ばない。ただし、評価した行為の有無・評価に用いられたデータ等は事実に該当する。

（３）「保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）」について

訂正には、追加又は削除を含む。具体的には、情報の誤りを正しくすること、情報が古くなって事実と異なる場合にそれを新しくすること、情報が不完全である場合に不足している情報を加えること、情報が不要となった場合にそれを除くことをいう。

（４）「当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続きが定められているときは、この限りでない」について

保有個人情報の訂正について、他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続きが定められているときは、当該手続きにより同様の目的を達成することができるので、その法律又は命令の定めるところによりよることとしたものである。

２　訂正をする旨の決定（法第９３条第１項）の審査基準

行政機関の長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。（法第９２条）

（１）「訂正請求に理由があると認めるとき」について

「訂正請求に理由がある」とは、行政機関による調査等の結果、請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明したときをいう。

（２）「利用目的の達成に必要な範囲内で、訂正をしなければならない」について

ア　訂正請求権制度は、行政機関の長の努力義務として定めている法第６５条の「正確性の確保」を受けて、本人が関与し得る制度として設けるものであり、法第９２条は法第６５条と同様に、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものである。訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。

イ　請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行えばよく、訂正をすることが利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合は、特段の調査を行うまでもない。

具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合は、訂正する必要がないことが考えられる。

ウ　適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認ができないこととなるから、行政機関の長としては、訂正決定を行うことはできない。ただし、運用上、事実関係が明らかではない旨を追記する等の適切な措置を講じておくことが適当な場合もあり得る。

３　訂正をしない旨の決定（法第９３条第２項）の審査基準

訂正しない旨の決定は、次のいずれかに該当する場合に行う。

（１）当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められている場合（法第９０条第１項本文ただし書き）

保有個人情報の訂正について、他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、当該手続により同様の目的

を達成することができるので、その法律又は命令の定めるところによることとしたものである。例えば、運転免許証の記載事項について、転居や婚姻等の事由により変更が生じた場合には、道路交通法第９４条第１項の規定に基づき運転免許証の記載事項の変更を行うこととされていることから、同法の定める手続によることとなる。

（２）法第９０条第１項各号に規定する保有個人情報に係る訂正請求でない場合

前記「１　訂正請求権について」参照

（３）保有個人情報の開示を受けた日から９０日以内に行われた訂正請求でない場合

訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から９０日以内にしなければならない。（法第９０条第３項）

保有個人情報は、利用目的の範囲内において日々更新されたり、保存期間の満了により廃棄されることがあることから、制度の安定的な運営の観点から、保有個人情報の開示を受けた日から訂正請求を行うことができる期間を９０日以内としている。

（４）訂正請求書に法第９１条第１項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第２項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（法第９０条第２項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認める場合は、原則として、訂正請求者に補正を求めるものとする。

（５）調査等の結果、訂正請求に係る保有個人情報が事実でないことが判明した場合又は事実関係が明らかにならなかった場合

（６）訂正をすることが、当該保有個人情報の利用目的の範囲を超える場合

（７）調査の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合。ただし、必要な場合は、判明した事実に即して、職権により訂正を行うものとする。

別添６　利用停止決定等に関する審査基準

１　利用停止請求権（法第９８条第１項）について

法第９８条第１項は、行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨で置かれているものであることから、利用停止を請求することができるのは、開示を受けた保有個人情報が、①利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されている、②違法若しくは不当な行為を助長し、若しくは誘発するおそれがある方法により利用されている、③偽りその他不正の手段により取得されている、又は④所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的のために利用され、若しくは提供されている、のいずれかに該当すると思料するときに限られる。

また、代理人による請求が認められている（第１項及び第２項）。

なお、本項の趣旨としては、行政機関が組織的な意思決定に基づいて適法に取得、保有又は提供している保有個人情報について利用停止請求の対象となるような事態を想定しているものではない。

（１）「保有個人情報の利用の停止又は消去」の措置の請求（第１号）について

ア　次のいずれかに該当すると思料するときに請求することができる。

①「利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき」

法その他の法令に違反する行為及び直ちに違法とはいえないものの、法その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されている場合をいう。「おそれ」の有無は、行政機関の長等による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断する。

②「違法若しくは不当な行為を助長し、若しくは誘発するおそれがある方法により利用されているとき」

行政サービスの見返りとして本来は提供する必要のない個人情報を提供するよう強要し、これを取得する場合等をいう。

③「偽りその他不正の手段により取得されているとき」

本法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。

④「所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的のために利用され、若しくは提供されているとき」

法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を

提供している場合をいう。

イ　「利用の停止」とは、利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で行うものとし、例えば、当該保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行うものとする。また、「消去」とは、当該保有個人情報の全部又は一部を記録媒体から消し去ることをいう。保有個人情報を匿名化することもこれに含まれる。

（２）「保有個人情報の提供の停止」の措置の請求（第２号）について

ア　「第６９条第１項及び第２項又は第７１条第１項の規定に違反して提供されているとき」、すなわち、本法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合に請求することができる。

イ　「提供の停止」とは、爾後の提供行為を停止することをいう。

なお、本号は、既に提供した保有個人情報の回収についてまで求めるものではない。しかし、違法な提供があったことにかんがみ、提供先と連携をとりつつ、個人の権利利益侵害の拡大防止のため、適切な措置を講じる必要がある。

２　利用停止をする旨の決定（法第１０１条第１項）の審査基準

「行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」（法第１００条）

（１）「利用停止請求に理由があると認めるとき」について

「利用停止請求に理由がある」とは、第９８条第１項第１号又は第２号に該当する違反の事実があると行政機関の長が認めるときである。その判断は、当該行政機関の所掌事務、保有個人情報の利用目的及び本法の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。

（２）「当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で」について

「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、第９８条第１項第１号又は第２号に該当する違反状態を是正する意味である。

「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、その全ての利用が違反していれば全ての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。この場合、当該保有個人情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと、本来の利用目的内での利用も不可能となり、適当でない。

３　利用停止しない旨の決定（法第１０１条第２項）の審査基準

利用停止しない旨の決定は、次のいずれかに該当する場合に行う。

（１）保有個人情報の利用停止、消去又は提供の停止に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続きが定められている場合（法第９８条第１項本文ただし書）

保有個人情報の利用停止について、他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、当該手続により同様の目的を達成することができるので、その法律又は命令の定めるところによることとしたものである。

（２）法第９８条第１項第１号又は第２号に規定する保有個人情報に係る利用停止請求でない場合

前記「１　利用停止請求権について」参照

（３）保有個人情報の開示を受けた日から９０日以内に行われた利用停止請求でない場合

利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から９０日以内にしなければならない。（法第９８条第３項）

訂正請求と同様。

（４）利用停止請求書に法第９９条第１項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第２項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（法９８条第２項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類に不備がある場合

ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、利用停止請求者に補正を求めるものとする。

（５）利用停止請求に理由があると認められない場合

（６）利用停止することにより当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

別添７　本人確認に関する判断基準（法第７７条第２項及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号。以下「施行令」という。）第２１条並びに第２８条関係）

「開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第２項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。」（法第７７条第２項）

個人に関する情報が誤って他人に開示されてしまうと、本人が不測の権利利益侵害を被る場合もある。

このため、法第７７条第２項では、開示請求を行うに当たって、開示請求者が本人であること（代理人による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類を提示し、又は提出しなければならないこととしたものである。

本人確認に必要な書類及びその手続については、施行令第２１条で具体的に定められており、以下のとおりである。なお、当該規定（第４項及び第５項を除く。）は、施行令第２８条により、訂正請求及び利用停止請求について準用されている。

１　行政機関の窓口に開示請求書を提出する場合における本人確認の書類（第１項）

（１）「開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類」（第１号）

例示された運転免許証等の書類は、通常、本人の申請により本人に交付され、本人が所持しており、社会生活上広く本人であることを証明する書類として使用されているため、施行令でも、本人確認の書類としたものである。

「その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類」としては、国民健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証、児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳などが考えられる。

（２）「当該開示請求をする者が本人であることを確認するため行政機関の長が適当と認める書類」（第２号）

第１号に該当する書類を保持していないなど、やむを得ない場合には、行政機関の長が個別に本人確認の書類として適切であるかを判断する必

要があるため、第２号を設けたものである。本号に該当する書類とは、例えば、外国政府が発行する外国旅券、第１号の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、療育手帳、敬老手帳等行政機関の長が総合的に勘案して書類の所持者が本人であると判断できるものである。

２　行政機関に開示請求書を送付する場合における本人確認の書類（第２項）

（１）開示請求書を行政機関に送付して開示請求をする場合に、別途行政機関の窓口で第一項の書類の提示又は提出することを求めることは合理的でない。一方、開示請求書の送付による開示請求を認めないと、実質的に開示請求の機会を国民から奪うこととなってしまうため、これらの本人確認の書類を行政機関に送付して提示又は提出することを認めることとした。この場合、これらの書類の原本を行政機関に送付することを求めることは適当でないため、複写機により複写したもので足りることとした。（第１号）

　ただし、慎重を期すため、その者の住民票の写しその他その者が第１号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長が適当と認める書類であって、開示請求をする日前３０日以内に作成されたものを併せて提出させることとしている。これは、本人確認書類が複写されることによる信用力の減殺を補強する趣旨である。

（２）本人確認のために行政機関に提出された書類も、個人情報が記録されているものであり、その厳格な取扱いに配慮する必要がある。

（３）当然のことながら、開示請求書、本人であることを示す書類を複写したもの及び住民票の写し等に記載された開示請求をする者の氏名、住所又は居所は一致していなければならず、また、開示決定通知書はその住所又は居所に送付することになる。

３　代理人が開示請求をする場合における本人確認等の書類（第３項）

　代理人が開示請求を行う場合に、開示請求をする者が開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを確認する手続について定めるものである。具体的には、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（３０日以内に作成されたものに限る。）を行政機関の長に提示し、又は提出しなければならないこととしている。

　「その他その資格を証明する書類」としては、戸籍抄本、家庭裁判所の証明書（家事事件手続法（平成２３年法律第５２号）第４７条）、登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成１１年法律第１５２号）第１０

条）がある。

なお、代理人が本人に代わって開示請求を行う場合、本項の書類とともに、当該代理人自身の本人確認書類も提出しなくてはならない。

４　開示請求をした代理人がその資格を喪失した場合（第４項及び第５項）

（１）開示請求をした代理人が、開示を受ける前に代理人としての資格を喪失した場合には、当該元代理人に保有個人情報を開示することは適当でない。このため、当該元代理人に対し、直ちに開示請求を受理した行政機関の長（事案が移送された場合は、当該移送先）に資格喪失の事実を書面で届け出ることを義務付けたものである。

（２）開示請求をした代理人から、その資格を喪失した旨の届出がなされたときには、当該開示請求は、取り下げられたものとみなすことにより、当該開示請求を処理する手続は、その時点で終了する旨を規定している。

なお、代理人が資格を喪失し、この旨の届出を行った場合には、当該開示請求のために納付した手数料の返還の要否が問題となるが、本法第８９条第１項は「開示請求をする者は、手数料を納めなければならない」と規定しており、開示請求をする時点での納付の義務があるものであることから、返還することは要しない。